

高知工業高等専門学校廃棄物処理実施要項

制 定 平成16年10月 7日  
一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

**第1条** この要項は、高知工業高等専門学校廃棄物処理規則第8条の規定に基づき、高知工業高等専門学校における廃棄物の処理の実施に関し必要な事項を定める。

(廃棄物の処理方法)

- 第2条** 廃棄物は、区分ごとに、別表に掲げる要領により分別し、処理しなければならない。
- 2 前項の規定により難い特殊な廃棄物については、その都度、廃棄物処理責任者が高知工業高等専門学校安全衛生委員会に報告し、委員会の指示する方法により処理するものとする。
  - 3 廃棄物の最終処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める廃棄物処理業者に委託するものとする。
  - 4 学科等における廃棄物の保管は短期間とするものとする。

**附 則**

この要項は、平成16年10月7日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

高知工業高等専門学校廃棄物処理実施要項

別表

区分	例		保存容器	梱包	運搬	最終処分		
固体廃棄物	廃棄物	可燃物	紙くず、繊維くず、厨芥等		南国市指定のビニール袋に入れる。	担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
		不燃物	廃プラスチック類、ガラスくず、金属くず		ビニール袋(透明)にそれぞれ分別して入れる。	担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
			土石類等			担当者が指定場所②まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
	有害廃棄物	可燃物	有害物質を含有もしくは付着したもの(紙・布等)		ビニール袋(透明)に入れる。	担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
		不燃物	蛍光灯管球			担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
			乾電池			担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
			機器類			担当者が指定場所②まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
	水銀を含むもの・その他有害物質を含有もしくは付着したもの(汚泥・ビン類等)				担当者が指定場所①まで運搬する。	処分業者が学外処分する。		
	液体廃棄物	特殊実験廃液	無機系廃液	一般重金属、水銀、シアン、ヒ素、廃酸、廃アルカリ等を含む無機系廃液	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。
			有機系廃液	アルコール、有機酸、ハロゲン、有機リン、フェノール等を含む廃溶媒類及び有機系廃液	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。
廃油			灯油・真空ポンプ油・機械油等	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
色素			PH指示薬・組織染色液等	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
写真廃液			現像液・定着液	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	
劇毒物			硝酸等	ポリ容器(蓋付)所属・内容物を明記		担当者が指定場所③まで運搬する。	処分業者が学外処分する。	

指定場所(別図参照)

- ①一般廃棄物集積所(ごみステーション)
- ②不用品集積所
- ③危険物屋内貯蔵所

別図

